

## 岐阜市北部プラントほか4施設電気需給仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 岐阜市北部プラントほか4施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が指定する場所
- (3) 供給施設 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 下水道施設（処理場、ポンプ場）

### 2 仕様

- (1) 供給電気方式等
  - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
  - イ 標準電圧 6,000V
  - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
  - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間  
令和4年3月の定例検針日から令和5年3月の定例検針日の前日まで
- (4) 電力量計
  - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）のものである。）
  - イ 検針日または検針日程 別紙1のとおり
- (5) 需給地点及び責任分界点  
各施設の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

### 3 料金の請求

- (1) 電気料金の計算方法
  - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
  - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率%）
  - ウ 電力量料金＝使用電力量×（電力量料金契約単価＋燃料費調整単価）
  - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
  - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
  - カ 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、**岐阜市を供給区域とする旧一般電気事業者**が定める供給条件（高圧）に準ずる。
  - キ 契約電力および最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ク 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ケ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - コ 基本料金及び電力量料金の各小計は小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位で四捨五入する。
  - サ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

シ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の請求は、書面で施設ごとに別紙1の請求書送付先へ送付すること。

(WEBでの対応不可)

イ 請求書には内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を記載もしくは添付すること

ウ 支払方法は納付書または口座振込とする。

#### 4 その他特記事項

- (1) 定例検針日について、受注者が変更を希望する場合、受注者と一般送配電事業者の協議において変更可能であれば、発注者は協議に応じる。ただし、定例検針日の変更の適用は供給開始月の翌月からとし、供給開始月の基本料金は日割り計算とする。
- (2) 今回の契約を実行するために設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	契約種別	検針日または 検針日程	請求書送付先
1	北部プラント	岐阜市西中島6丁目3番25号	非常用自家発電機 875kVA	1	1日	北部プラント
2	中部プラント	岐阜市祈年町4丁目1番地	非常用自家発電機 875kVA	1	1日	中部プラント
3	南部プラント	岐阜市南鶉6丁目78番地	非常用自家発電機 1,500kVA	1	1日	南部プラント
4	北西部プラント	岐阜市曾我屋8丁目77番地	非常用自家発電機 625kVA	2	1 2	北部プラント
5	須賀ポンプ場	岐阜市須賀1丁目4番6号	非常用自家発電機 100kVA	3	1 0	南部プラント

仕様書 別紙2 月別予定使用電力量

No	施設名	契約電力 (kW)	月別予定使用電力量(kWh)												合計	
			区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月
1	北部プラント	1,150	昼間	265,000	264,000	293,000	263,000	234,000	292,000	148,000	142,000	129,000	300,000	269,000	280,000	2,879,000
			夜間	324,000	296,000	313,000	288,000	342,000	288,000	310,000	292,000	301,000	303,000	306,000	320,000	3,683,000
			重負荷							150,000	141,000	132,000				423,000
2	中部プラント	640	昼間	127,000	127,000	143,000	132,000	121,000	154,000	74,000	77,000	66,000	144,000	129,000	135,000	1,429,000
			夜間	135,000	120,000	135,000	131,000	150,000	125,000	140,000	141,000	139,000	125,000	127,000	132,000	1,600,000
			重負荷							86,000	90,000	77,000				253,000
3	南部プラント	1,200	昼間	308,000	287,000	331,000	334,000	298,000	353,000	159,000	163,000	149,000	353,000	313,000	328,000	3,376,000
			夜間	384,000	321,000	356,000	372,000	431,000	337,000	341,000	348,000	353,000	355,000	363,000	376,000	4,337,000
			重負荷							171,000	177,000	160,000				508,000
4	北西部プラント	414	昼間	78,000	91,000	87,000	92,000	69,000	100,000	48,000	42,000	46,000	89,000	93,000	92,000	927,000
			夜間	100,000	90,000	77,000	84,000	104,000	84,000	83,000	98,000	89,000	91,000	91,000	84,000	1,075,000
			重負荷							50,000	52,000	57,000				159,000
5	須賀ポンプ場	48	その他季	9,500	9,000	8,600	9,000	8,400	9,300				10,600	9,300	8,100	81,800
			夏季							8,800	10,200	9,500				28,500
合 計				1,730,500	1,605,000	1,743,600	1,705,000	1,757,400	1,742,300	1,768,800	1,773,300	1,707,500	1,770,600	1,700,300	1,755,100	20,759,300

※ 北西部プラント及び須賀ポンプ場の契約電力は500kW未満であるため実量制とし、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。表中の値は令和3年8月の定例検針日における当該施設の契約電力である。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 重負荷時間とは夏季の10時から17時までの時間をいう。昼間時間とは8時から22時までの時間をいう。ただし、重負荷時間を除く。夜間時間とは重負荷時間及び昼間時間以外の時間をいう。一般送配電事業者が託送約款等で定める休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用する。

※ 力率は検針による。

※ 使用電力量は予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。